

| 問番号 | 問内容 |
|-----|-----|
|-----|-----|

業務委託契約に関すること

Q06-01 業務委託契約等とは何ですか。

主に請負契約や準委任契約等を想定していますが、民法上の契約形態如何にかかわらず、今回の対象としては、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約をいいます。

Q06-02 業務委託契約は、書面ではなく口頭でもよいでしょうか。

【「支給要領の8(2)②ウ」を参照】
 業務委託契約等の内容について、契約書などの書面により、契約締結日、発注者名、受託者名、業務の内容、業務の場所と日時、報酬の算定が分かるものとしています。
 契約書のほかに、発注者と受託者の間での電子メール等のやりとりの写しでも構いません。
 なお、口頭により契約されている場合や、契約内容の分かる書面がない場合は、発注者と受託者の連名で、業務内容などを記載した「業務委託契約申立書」（別添様式3号）を作成していただければ、支援金の申請を行うことができます。

Q06-03 なぜ、臨時休業等の開始日より前に、業務委託契約等を締結していなければならないのでしょうか。臨時休業等の開始日より後でもよいのではないのでしょうか。

この支援金は、すでに業務委託契約等に基づき予定されていた日時に小学校等の臨時休業等に伴い働くことができなくなった場合に支給するものです。臨時休業等の開始日以降に契約を締結する場合は、臨時休業等を前提に、子どもの世話を行う必要がある日時を保護者が考慮した上で、契約を締結できる状況にあったと考えられることから、支援の対象とはしていません。
 なお、新型コロナウイルスに感染した、または感染したおそれのある子どもの世話を行うために業務を行うことができない場合は、臨時休業等の開始日以降に契約を締結していても、その子どもが感染し、又は感染したおそれがあると認められる日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話を行う場合については、小学校等の承諾を得て登校等しなかった日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。

Q06-04 業務の場所はどこまでが指定されていれば、対象となるのでしょうか。

業務を行う場所や施設などが契約書等から明らかであることをいい、就業場所が就業者個人の判断で自由に選べない場合に対象となります。複数の場所、営業などのエリアなど一定の地域を指定する場合や、例えば、指定した配送先など、その都度具体的に指定されることが明らかになっている場合も含まれます。

| 問番号 | 問内容 |
|----------|-------------------------|
| ★ Q06-05 | 自宅で業務を行っている場合は対象になりますか。 |

自宅であっても、臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事がままならないケースもあり、発注者から、適用期間中（令和4年12月1日～令和5年3月31日）の業務に従事する場所として自宅が指定されており、その場所や日時に仕事ができなくなった場合は、対象となる場合があります。

| | |
|--------|----------------------------|
| Q06-06 | 業務の日時はどこまで具体的であればよいのでしょうか。 |
|--------|----------------------------|

業務を行う予定の日と時間、業務の開始日と終了日などが、契約書等から明らかであることをいいます。
 具体的な日にちではなくとも、例えば毎週〇曜日、週〇日など、一定の期間における日数が明らかになっているものも含まれます。また、1日〇時間、1日のうちの概ねの時間帯、時間数が明らかとなっているもの等も含まれます。
 また、作業期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。

| | |
|--------|---|
| Q06-07 | 業務を行う日時は、指定されているが、場所の指定が明確でない契約は対象になりますか。 |
|--------|---|

委託を受けて仕事を行う1日のうちの概ねの時間数や時間帯が指定されており、この時間と業務の内容、業務の処理方法や手段などから、業務を行う場所の範囲が一定限られる場合は、対象になります。

| | |
|--------|---|
| Q06-08 | 報酬は、日や時間で算定されるものに限られますか。成果を基に算定するものは対象にならないでしょうか。 |
|--------|---|

委託を受けて仕事をする方の報酬のあり方については、多種多様ですが、業務遂行に要する日数や時間、作業量などを基に、業務を行った結果により、報酬が算定される形態となっているものが該当し、日数や時間数により算定するものに限られません。

- 具体的には、
- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に算定されるもの
 - ・ 作業量や作成した成果物により算定されるもの など